

新医学系指针对応「情報公開文書」フォーム

単施設研究用

以下、本文-----

経口免疫療法後の運動誘発症状の機序に関する検討

1. 研究の対象

アレルギー科に食べて治す治療(経口免疫療法や食事指導)で通院中の患者さんの中で牛乳(200ml 以上)または小麦(うどん換算 200g 以上)の食物経口負荷試験が陰性となった方

2. 研究目的・方法・研究期間

目的：重症の食物アレルギーがある子どもの中には、食物経口免疫療法を受けた後でも運動をした際にアレルギー症状が出る場合があります。この症状を「運動誘発アレルギー反応(EIARD)」と呼び、私たちはこれについて報告しました。治療後3～5年経っても症状が続くことがあり、患者さんの生活の質(QOL)を大きく低下させる原因となっています。現在、運動が原因でアレルギー反応が起きるかを調べる確定的な検査はなく、運動を試みる試験(運動誘発試験)以外に方法はありません。しかし、この検査は手間がかかり、重篤な反応を引き起こすこともあるため、患者さんや医療従事者にとって負担が大きいのが現状です。さらに、この検査では間違っアレルギー反応がないと判定されることもあります。その場合、患者さんは自宅でアレルギー反応を経験することがあるため、より安全で簡単な診断方法が求められています。我々は尿の中にある特定の物質(PGDM)が食物アレルギーの症状と関連している報告に着目しました。この物質は、食物アレルギー症状が出ると増加することが確認されており、将来的には運動後に食物アレルギー反応が起こるかどうかを調べる新しい方法として使える可能性があります。今回の研究はこの尿中のPGDMと運動誘発の関係性を調べることを目的とします。

方法：研究に参加した患者さんには、いくつかの尿サンプルを提供してもらいます。まず、食物を食べた後4時間以内に尿を採取します。その後、別の日に運動後のアレルギー反応を引き起こすテストを行い、その時の尿も採取します。

具体的には、運動テストを行う前に尿を採取し、その後食物を食べてから30～60分後に運動テストを行います。その後、運動を終えてから4時間以内にもう一度尿を採取します。

運動テストの結果が出たら、そのデータをもとに尿の中に含まれる特定の物質(PGDM)を調べます。もし運動でアレルギー反応が出なかった場合は、その患者さんを外来で観察し、運動テストが間違っ反応がないと判断されたケースについても分析します。

研究期間：倫理委員会承認後～2027年3月末まで

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、年齢、性別、カルテ番号、負荷テスト、運動テストの結果等

試料：尿

4. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

あいち小児保健医療総合センター

部署名 アレルギー科

研究責任者： 高里良宏

〒474-8710 愛知県大府市森岡町七丁目 426 番地

電話 0562-43-0500（代表）FAX 0562-43-0513

-----以上